

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「ブラック企業の相談窓口、開設 夜間休日も電話対応 厚労省、9月から」

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

ゼンショーグループの「すき家」の労働環境が社会的に取り上げられるなど、昨今はいわゆる「ブラック企業」というワードへの注目が高まっています。

日本全体が縮小均衡の社会に進む中、アベノミクスによる好景気もあいまって、最近では「人手不足」がさまざまな業界で深刻な問題となっています。中には、「人手不足による倒産」など俄かには信じがたい事象も起こっています。

「すき家」の労働環境は、第三者委員会の実態調査報告書で明らかにされた内容を見る限り、労働力を提供するに値しないと云々を言わざるを得ませんが、「すき家」の問題は、「社員の労働環境を企業がどのように考えているか？」について社会的関心を高めるといふ役割を果たしたのではないかと思います。

優秀な人材を確保するには、労働条件を法律以上のものとする取り組みをすることが、今後ますます必要となっていくことでしょう。

さて、厚生労働省はブラック企業への対策を以前から実施してきましたが、これもその一環です。以下、8月27日の産経新聞からの抜粋です。

厚生労働省は9月1日から、夜間や休日に電話で無料の労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」を開設する。過酷な労働で若者らを使い捨てる「ブラック企業」対策が目的で、フリーダイヤル（0120）811610。本人だけでなく、家族や友人ら誰でも利用できる。

日中は各都道府県の労働基準監督署や労働局にある「総合労働相談コーナー」で受け付けるが、仕事が終わった夜間や土日にも窓口を設ける。水曜日以外の平日午後5時～10時と土日の午前10時～午後5時。年末年始を除き来年3月末まで実施。弁護士や社会保険労務士など労働問題に詳しい相談員が対応する。

厚労省は10月から就職活動中や就職が内定した若者を対象に、労働法の知識を身に付けてもらうことを目的としたセミナーも全国の大学などで開催。労働法の内容を説明するホームページを年内にも開設する。

同省は昨年9月、「過重労働重点監督月間」として、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業への監督指導などを実施した。

抜粋ここまで。

なお、以前は労基署への相談と言えば匿名ではなかなか受け入れてもらえなかったのですが、このホットラインは匿名での相談が可能だとのこと。